年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認埼玉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 23 件

国民年金関係 11 件

厚生年金関係 12 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 35 件

国民年金関係 13件

厚生年金関係 22 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 10 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和23年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月から48年3月まで

昭和 47 年9月に会社を退職後、同社の先輩が新しく起業した店に再就職した際、先輩から私についての国民年金への加入手続を行ったと言われ、給料からその保険料を天引きされた。その後、同店を退職したが、同店での勤務期間に当たる申立期間について、私自身が保険料の還付を受けたことが無いのに保険料を還付されたものとされ、申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 47 年9月に会社退職後、同社の先輩が新しく起業した店に再就職した際、先輩から申立人についての国民年金への加入手続を行ったと言われ、給料からその保険料を天引きされたとしているところ、申立人は、47 年 10 月から同年 12 月までと、48 年 1 月から同年 3 月までとの2 枚の「国民年金印紙検認記録票」部分と「領収書」部分とが連結したままの書面を所持しており、「国民年金印紙検認記録票」部分には、2 枚とも 1,650 円の金額表示と 48 年 2 月 15 日付けの押印がある「検認 A自治体」の印刷部分が認められ、「領収書」には、B団の 48 年 1 月 27 日付けと推認できる係印が押されていることから、申立内容に不自然さはみられない。

また、前記2枚の書面の「国民年金印紙検認記録票」部分には、「還付済」の押印個所が認められ、C社会保険事務所(当時)が保管していた「環付整理簿」には申立人について昭和49年1月22日付けの還付金支払

の記録があることから、申立期間の還付手続が行われた可能性が無いとは言えないものの、雇用主である先輩が申立人の国民年金加入手続を行った際、申立人の住所として店の住所が届出され、申立期間当時及び同店を辞めた後も、申立人は、その届けられた住所と異なる住所に居住していたとしており、その支払日の49年1月22日時点では、同店を既に辞め、別の会社に勤務していたことから、事実上申立人がその還付金を受領できる状況に無かったことが考えられ、還付金を受領したことが無いとする申立人の主張に不自然さはみられない。

さらに、「還付整理簿」の記録によれば、還付対象期間が「昭和 47 年 10 月から同年 12 月まで」とされ、その還付金額が「3,300 円」と読み取れるが、申立期間のうちの昭和 48 年 1 月から同年 3 月までについての還付記録が無いだけでなく、当時の月額保険料の 550 円に対する還付対象期間 3 か月分の保険料額 1,650 円とは金額に齟齬があり、行政側の記録管理の不備が認められる。

加えて、オンライン記録によれば、当該先輩は、申立人と連番で国民年金手帳記号番号が払い出され、申立期間に該当する期間の保険料が納付されている一方、申立人については、厚生年金保険被保険者であったとの記録が確認されないにもかかわらず、強制加入期間において加入した国民年金被保険者資格が取り消されたのは不自然である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 40 年 4 月から 42 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名: 女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間: 昭和40年4月から42年3月まで

昭和 40 年4月ころ、当時在住していたA市(現在は、B市) C町の D社宅の隣人のEさんから国民年金への加入を勧められ、来宅した集金 人に加入手続を依頼し、その後毎月、集金の都度月額で 200 円くらい国 民年金保険料を納付していた。申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 40 年4月ころ、当時在住していたA市C町のD社宅の 隣人のEさんから国民年金への加入を勧められ、来宅した集金人に加入手 続を依頼し、その後毎月、集金の都度月額で 200 円くらい国民年金保険料 を納付していたとしているところ、申立人が保持する国民年金手帳には 40 年4月 27 日に任意加入したとする日付が記載されており、A市の国民 年金記号番号払出簿によると 40 年5月 12 日に払い出されていることから、 その主張に不自然さは見られない。

また、申立期間後は、度重なる転居にもかかわらずその都度住所変更届を行っており、国民年金の加入期間はすべて納付済みであることから、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

さらに、申立期間当時、申立人の夫は大手企業に継続して勤務しており、 申立期間の保険料を未納とする周辺事情及び経済的事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 10 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和16年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間: 昭和49年10月から同年12月まで

昭和49年10月ころ、当時在住していたA市役所で国民年金への任意 加入手続を行い、申立期間の3か月分の保険料を納付したとき国民年金 手帳を受領した。申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年10月ころ、当時在住していたA市役所で国民年金への任意加入手続を行い、申立期間の3か月分の保険料を納付したとき国民年金手帳を受領したとしているところ、申立人が保持する国民年金手帳は49年10月25日付けで発行され、同年月日に任意加入したとする日付が記載されていることから、その主張に不自然さは見られない。

また、申立期間の国民年金保険料の納付記録は、オンライン記録は未納であるが、国民年金被保険者台帳(旧台帳)は納付済みとなっており、行政側の記録管理に不備が見られる。

さらに、申立期間は3か月と短期間であり、申立期間後の国民年金の加入期間はすべて納付済みであることから、申立人の保険料の納付意識は高かったものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 1 月から 44 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和21年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年1月から44年3月まで

昭和44年7月21日にA市役所に転入届を提出に行ったとき、窓口の担当者から強制加入なので未納部分の国民年金保険料を分割でもよいから納付するように言われ、当時勤めていた会社から出たボーナスで44年8月に保険料を納付した。

また、国民年金手帳に申立期間の検認印が無いのは、市役所の担当者から検認の割印のところを指して「ここに押してあるから大丈夫です。」と言われ、それが納付した証拠だと思っていたので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市役所の職員から強制加入なので申立期間の国民年金保険料を納付するよう言われ、当時勤めていた会社から出たボーナスで昭和44年8月に保険料を納付したとしているところ、申立人の国民年金手帳には44年4月から同年9月までの間の国民年金保険料を44年8月30日に納付した記録があることから、申立人の申述に信憑性が認められる。

また、申立人は、国民年金の加入手続や保険料の納付を申立人自身で行っており、納付方法、納付場所などを具体的に記憶している。

さらに、申立期間の前後は納付済みとなっており、15 か月と比較的短期間である申立期間を納付しなかったとする特別な事情はうかがわれない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 50 年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和23年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年1月から45年9月まで

② 昭和46年12月から50年9月まで

申立期間のころの国民年金については、加入手続をしたときに2年分くらいの保険料をさかのぼって納付した記憶があり、こんなに長い期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②のうち昭和 50 年4月から同年9月までについて、申立人の国民年金手帳記号番号が 52 年1月6日に夫婦連番で払い出されている上、過年度納付が可能な期間であることから、その妻が納付済みになっている当該期間については、申立人が国民年金保険料を納付したとするのが自然である。

また、申立人は、申立期間後の国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識は高かったと考えられる。

2 一方、申立期間①及び②のうち昭和 46 年 12 月から 50 年 3 月までの期間について、申立人は、国民年金の加入手続をしたときに 2 年分くらいの保険料をさかのぼっての納付しており、こんなに長い期間未納となっていることに納得できないと主張しているが、申立人は国民年金の加入手続をした時期や納付金額、納付場所に関する記憶が曖昧であり、かつ、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日からすると、オンライン記録で納付済みとなっている 50 年 10 月から 51 年 3 月までの保険料は過年度納付したと推認できることから、このことと混同している可能性も

否定できない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日が、昭和 52 年 1 月 6 日であり、払出日からすると、49 年 9 月以前の国民年金保険料は時効により納付できない期間である上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがわれない。

さらに、申立人が、当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す 関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに納付したことをうか がわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 50 年4月から同年9月までの国民年金保険料を、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 49 年 10 月から 50 年 3 月までの付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和12年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年10月から50年3月まで

② 昭和62年11月から63年3月まで

③ 平成7年2月から9年3月まで

私は、実の姉に勧められ昭和 49 年 10 月 25 日に国民年金と付加年金の加入手続を行った。付加保険料を含めて保険料は納付書で納付しており、付加年金のみ未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、その実の姉に勧められて昭和 49 年 10 月 25 日に国民年金と付加年金に加入したと申し立てているところ、申立人は、国民年金に加入後は未納が無く申立期間①及び第 3 号被保険者期間を除いて付加保険料を納付しており、納付意識は高かったと考えられる。

また、A市国民年金被保険者名簿の付加年金欄には、加入年月日「50・4・1」と記載されているが、申立人の所持する昭和49年11月6日発行の国民年金手帳の「付加保険料を納付するものとなる申出」欄には、「昭和49年10月25日」の記載と「付加」の押印があり、オンライン記録でも49年10月が付加年金の始期になっていることから、申立人は、49年10月25日に付加年金に加入したと推認される。

2 一方、申立期間②及び③について、申立人に係るA市国民年金被保険 者名簿には、「過年度 62.11 より 63.3 まで、63.5.24」と記載された スタンプのようなものが押されていること、申立人が所持する平成7年 4月から同年7月までの分の4枚の納付書・領収証書には、それぞれに「(過)」と印字されている上、領収日はいずれも8年5月8日になっていること、オンライン記録では申立期間③の保険料はすべて過年度納付とされていることから、申立人は、申立期間②及び③に係る保険料を過年度納付したと推認され、制度上さかのぼって納付することができない付加保険料は納付できなかったと考えられる。

また、申立人が申立期間②及び③の付加保険料を納付したことを示す 関連資料(家計簿、確定申告書等)は見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和49年10月から50年3月までの付加保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年3月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和16年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年3月から45年3月まで

昭和 44 年3月に主人が会社を辞め、4月から「A店」を自宅で開業した。1年くらいたったころ店の経理を見てもらっていた税理士に勧められ、夫がB町役場(現在は、C市役所)で夫婦二人の国民年金加入手続をして、納めていなかった1年分の国民年金保険料をD銀行(現在は、E銀行)F支店で過年度納付した。

確かに納めたはずの保険料が未納になっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 45 年ころB町役場で夫婦二人分の国民年金加入手続をし、D銀行F支店で過去1年分の国民年金保険料を納付したと主張しており、夫婦の国民年金手帳記号番号は前後の記号番号の払出状況から 45 年10 月ころまでに夫婦連番で払い出されていることが確認でき、払出時点からすると、申立期間は過年度納付が可能な期間であることから、申立人の申立内容には信憑性が認められる。

また、申立人は、申立期間を除き 60 歳到達まで国民年金保険料を完納しており、納付意識が高かったと考えられる上、申立人の保険料を納付したとするその夫は、保険料納付時の状況を具体的に申述している。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 9 月から 47 年 3 月までの期間、49 年 4 月から同年 6 月までの期間及び 58 年 4 月から 59 年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和24年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年9月から47年3月まで

② 昭和49年4月から同年6月まで

③ 昭和58年4月から59年9月まで

昭和 47 年8月ころA市役所で夫が私の国民年金加入手続をし、そのときに申立期間①を過年度納付してくれ、その後の保険料も夫が二人分を市役所で納付してくれた。申立期間②については、B区役所で夫が二人分を納付したのに夫だけが納付済みになっている。申立期間③はC市に住んでいたころで、夫は厚生年金保険に加入中だったが私の保険料を市役所D出張所で納付してくれていたことを憶えている。

申立期間①直後の6か月間が未納とされていたが、E社会保険事務所(当時)に申し出て、A市の記録では納付済みであったので記録が訂正され、資格の取得日も昭和 46 年1月から同年9月に変更されており、私の納付記録に誤りがあるのではないかと思っている。

確かに払っていたはずの国民年金保険料が未納になっていることに納 得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、昭和 47 年8月ころA市役所でその 夫が国民年金の加入手続をしてくれ、そのときに市役所内のF銀行(現 在は、G銀行)でさかのぼって保険料を納付したと主張しているところ、 申立人の国民年金手帳記号番号は 47 年8月ころに払い出されており、 その時点で申立期間①は過年度納付が可能な期間である。

また、申立期間①直後の昭和 47 年4月から同年9月までの期間について、A市の国民年金被保険者記録簿により納付済みであることが確認できたとして記録が訂正されており、行政側の記録管理に齟齬がみられる。

- 2 申立期間②について、申立人は、申立期間②の国民年金保険料をその 夫がB区役所で納付してくれていたとしているところ、申立期間前後は 納付済みである上、一緒に保険料を納付したとするその夫は納付済みで あり、3か月と短期間である申立期間②の保険料を納付できなかった特 段の事情も見当たらない。
- 3 申立期間③について、申立人の国民年金保険料を納付したとするその 夫は、国民年金の加入期間中未納は無く、厚生年金保険との切替手続も 適正に行っており、納付意識は高かったと考えられ、かつ、C市で住所 変更手続をしたときの窓口でのやりとりを具体的に申述しており、申立 内容には信憑性が認められる上、申立期間前後は納付済みである。
- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 47 年 4 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和19年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年1月から41年3月まで

② 昭和47年4月から48年3月まで

申立期間①当時、私は2代目として父の経営する家業の手伝いをしており、国民年金の加入手続も保険料の納付も父任せであった。父は国民の義務は果たすべきとの精神の持主で、制度発足時から国民年金に加入し未納は無く、私の保険料も納付してくれないはずはない。申立期間②については自身で納付した覚えはないが、私も父の精神を受け継いでおり、納付すべき保険料は必ず納付していたと思う。

申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間②について、A市(現在は、B市)の国民年金被保険者名簿により、申立期間②直前の昭和46年10月から47年3月までの国民年金保険料が48年3月27日に過年度納付され、申立期間②直後の昭和48年度の保険料が現年度納付されていることが確認できることから、申立期間②の保険料が納付されなかったとするのは不自然である。
- 2 一方、申立期間①について、申立人は、国民年金の加入手続及び保険 料納付に関与しておらず、それら手続を行ったとするその父は既に他 界しており、加入手続及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 42 年 10 月ころ払い出 されており、払出時点からすると、申立期間の一部は時効により国民 年金保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が 払い出された形跡もうかがわれない。

さらに、国民年金手帳記号番号払出時点では昭和 40 年7月から 42 年3月までの国民年金保険料はさかのぼって納付できるが、申立人は保険料納付についての記憶が無い上、申立人は、加入手続後の 42 年 12 月 28 日に 41 年4月から 42 年 3月までの保険料をさかのぼって納付していることがA市 (現在は、B市)の国民年金被保険者名簿により確認できることから、申立人がさかのぼって保険料を納付した期間は昭和 41 年度の1年間のみであった可能性も否定できない。

加えて、申立人が、申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和47年4月から48年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年1月及び同年5月から4年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和44年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: ① 平成3年1月

② 平成3年5月から4年3月まで

会社を辞め、父親が経営する有限会社Aに勤めた直後の平成3年1月に父親が国民年金の加入手続を行ってくれた。保険料は、母親が給料から天引きして、集金に来ていたB金庫C支店の職員に家族の分を合わせて預け納付してくれた。

申立期間が未納となっていることが納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父が市役所で国民年金の加入手続をしてくれ、その母が 家族の分と一緒に国民年金保険料を納付していたとしているところ、申立 人の保険料と一緒に納付したとするその両親は申立期間の保険料は納付済 みである。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は平成4年7月ころにその弟と連番で払い出されており、払出時点からすると申立期間は過年度納付が可能であるところ、申立人の国民年金保険料を納付したとするその母は、同年7月ころに申立期間の保険料をさかのぼって納付するために、銀行預金を解約して保険料を工面したとしている。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続が行われたと推認できる平成4年度以降国民年金加入期間中に未納は無い上、12か月と比較的短期間である申立期間の国民年金保険料を納付できなかったとする特段の事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年 10 月から4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和46年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年10月から4年3月まで

父親の経営する有限会社Aに勤務し、20歳になった平成3年*月に、 父親が市役所で国民年金の加入手続を行ってくれた。国民年金保険料は 母親が給料から天引きして、集金に来ていたB金庫C支店の職員に、家 族の分を合わせて預け納付してくれた。

申立期間の保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父が市役所で国民年金の加入手続をしてくれ、その母が 家族の分と一緒に国民年金保険料を納付していたとしているところ、申立 人の保険料と一緒に納付したとするその両親は申立期間の保険料は納付済 みである。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は平成4年7月ころにその姉と連番で払い出されており、払出時点からすると申立期間は過年度納付が可能であるところ、申立人の国民年金保険料を納付したとするその母は、同年7月ころに申立期間の保険料をさかのぼって納付するために、銀行預金を解約して保険料を工面したとしている。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続が行われたと推認できる平成4年度以降国民年金加入期間中に未納は無い上、6か月と短期間である申立期間の国民年金保険料を納付できなかったとする特段の事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を平成 16 年 9 月 1 日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を30 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する 義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和31年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年8月28日から同年9月1日まで 株式会社AにBとして勤務した時の厚生年金保険の被保険者期間が平 成16年5月1日から同年8月28日までとなっている。しかし、実際は、 同年8月31日まで勤務していた。当時の給与明細書があるので、調査 して被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

給与明細書及び雇用保険の加入記録により、申立人は、株式会社Aに 平成 16 年 8 月 31 日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書及び申立人の株式会社Aにおける平成 16 年7月のオンライン記録から、30 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、 事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、複写 式の届出様式により、厚生年金保険と一体に扱われている健康保険組合 における資格喪失日が平成 16 年 8 月 28 日となっていることから、事業 主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険 事務所(当時)は、申立人に係る同年 8 月の保険料について納入の告知 を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後 に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格取得日に係る記録を昭和48年9月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、同年9月を11万円、同年10月を8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義 務を履行していないものと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和25年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 9 月 21 日から同年 11 月 1 日まで 社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録について照会した ところ、A株式会社における厚生年金保険被保険者の資格取得日が昭和 48 年 11 月 1 日となっているが、同年 9 月 21 日から同年 10 月 20 日ま でを計算期間とする 10 月分給与から厚生年金保険料が控除されている 給与明細書を所持しているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間 として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する昭和 48 年8月分から 50 年3月分まで(49 年4月分を除く。)の給与明細書から判断すると、申立人は、申立期間にA株式会社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

なお、上記給与明細書のうち、昭和 48 年 8 月分 (48 年 7 月 30 日から同年 8 月 20 日まで)及び同年 9 月分 (48 年 8 月 21 日から同年 9 月 20 日まで)の給与明細書では厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、厚生年金保険料の控除月については、申立人が昭和50年3月20

日に退職した際の同年3月分給与からも保険料が控除されていることから、 翌月控除であると認められる。

さらに、申立人の申立期間の標準報酬月額については、昭和 48 年 9 月 分及び同年 10 月分の給与明細書において確認できる報酬月額 (総支給額)に基づき、同年 9 月を 11 万円、同年 10 月を 8 万円とすることが妥当 である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、同社は既に解散しており、事業主も死亡しているが、雇用保険及び厚生年金保険の被保険者記録における資格取得日が昭和 48年 11月1日となっており、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って同じ資格取得日と記録したとは考え難いことから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年9月及び同年 10月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年4月3日から9年4月1日までの標準報酬月額は、 申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、8年4 月から9年3月までの標準報酬月額の記録を22万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和30年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年4月3日から9年4月1日まで

② 平成9年5月31日から同年6月1日まで

オンライン記録では、A株式会社に勤務していた平成8年4月から9年3月までの標準報酬月額が実際の給与支給額より低い額に訂正されていることが分かったので、訂正前の標準報酬月額に戻してほしい。

また、A株式会社の厚生年金保険被保険者資格の喪失日が平成9年5月31日となっているが、退職日と同日で誤りであると思うので、被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人から提出された給与明細書により、平成 8年4月から9年3月までは標準報酬月額22万円に相当する厚生年金 保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、オンライン記録において、申立人のA株式会社における標準報酬月額は、当初、平成8年4月から9年3月までは22万円と記録されていたところ、同年5月6日に申立人を含む15人の標準報酬月額がそれぞれ資格取得時(申立人の場合は、8年4月)にさかのぼって、9万2,000円に減額訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所(当時)において、このような遡及して訂正処理を行う合理的な理由は見当たらない。

さらに、社会保険事務所においてA株式会社における滞納処分票は確認ができないものの、同僚照会に回答のあった複数の元同僚は厚生年金保険料の滞納があったと供述している。

加えて、これら元同僚は、申立人がA株式会社での業務が営業関係の事務であったと供述していることから、申立人は、社会保険事務にかかわっておらず、標準報酬月額が遡及訂正された事実を承知していなかったと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり22万円に訂正することが必要である。

2 一方、申立期間②について、元同僚の供述により、当該事業所の給与は毎月25日締め、月末支給であったことが確認できるが、申立人は、平成8年4月から9年5月までの給与明細書は所持しているものの、同年6月の給与明細書は所持しておらず、かつ、同年5月の給与明細書の厚生年金保険料控除金額は2か月分ではなく、1か月分であることが確認できる。

また、同僚照会に回答のあった元同僚の一人(平成9年11月*日退職)は、「最後の半年間ぐらいは給与も支払われず、会社は社員が少しずつ辞めていくのを待っていたような感じがした。」と供述しており、申立人の同年6月給与の支給すら疑わせるような経営状態であったことがうかがえる。

さらに、申立人は、平成9年5月31日付けで国民年金の第3号被保険者に種別変更していることが確認できる。

加えて、所在が確認できた元事業主からは供述を得ることができず、 申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる 関連資料及び周辺事情は見当たらない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 45 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料 を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和54年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月19日

A院Bから支給された賞与(平成18年12月19日支給)が45万円だったにもかかわらず、オンライン記録では38万円とされているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

平成 18 年 12 月 19 日に支給された賞与に係る後期賞与一覧から、申立 人は、45 万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与 から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和23年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: 平成3年10月1日から4年12月30日まで 申立期間はA株式会社に勤務していたが、標準報酬月額が実際の給与 額より低い金額に減額訂正されている。当該期間の給与が減額となった 覚えは無いので、減額前の標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間に係るA株式会社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成3年10月から4年11月までの期間について53万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった同年12月30日より後の5年2月4日付けで、申立人を含む7人の標準報酬月額がさかのぼって減額訂正されていることが確認でき、申立人の場合は、申立期間における標準報酬月額が8万円に訂正されていることが確認できる。

また、商業登記簿謄本により、申立人は、標準報酬月額がさかのぼって減額訂正された当時、A株式会社の取締役であったことが確認できるが、i)申立人は、申立期間において事業主に雇用される者等が加入する雇用保険の被保険者であったこと、ii)同社の元事業主及び元取締役等に照会したが、当時、申立人が社会保険事務に関与していたことをうかがわせる供述や資料の提出は無かったこと、iii)申立期間における申立人のB組合の健康保険の標準報酬月額の記録は、取り消された厚生年金保険の標準報酬月額の記録に相当すること、iv)申立人の平成3年10月及び4年10月の有効に処理された標準報酬月額の定時決定が特段の理由無く取り消され

ていること、などから判断すると、社会保険事務所(当時)において、このような遡及により記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成3年10月から4年11月までは53万円と訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA株式会社における被保険者資格の取得日に係る記録を昭和40年4月13日に訂正し標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和13年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月13日から同年7月5日まで

社会保険事務所(当時)の記録では、昭和 40 年4月から同年6月までの3か月間が厚生年金保険被保険者期間の空白期間となっている。同年4月に、B株式会社(現在は、C株式会社)から同僚数人と関連会社であるA株式会社に出向し、3年間ほど勤務してB株式会社に戻ったことがあったが、44 年4月にB株式会社からもらった感謝状には、32 年1月入社以来、満12 年3か月間職務に精励している旨の記載があるので、空白期間があるのは納得できない。この期間を被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 40 年4月ころにB株式会社の同僚数人とA株式会社に 出向したと供述しているが、社会保険事務所の記録では、B株式会社に おいて同年4月 13 日に資格を喪失後、同年7月5日にA株式会社におい て資格を取得しており、同年4月から同年6月までの期間の被保険者記 録が無い。

しかし、両事業所に申立人の勤務状況について照会したところ、A株式会社の元事業主から、「昭和40年当時、B株式会社から指導のため10人程度の社員が来ていたことがあり、申立人もこのうちの一人であった。」との供述があったことから、B株式会社の健康保険厚生年金保険

被保険者原票及びA株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立人と同時期にB株式会社で資格を喪失しA株式会社で資格を取得している同僚が14人確認できたが、いずれもB株式会社での資格喪失日と同日にA株式会社で資格を取得しており、空白期間のある者は無い。

また、このうち連絡のとれた5人の同僚は、申立人が申立期間ころ、 D担当として一緒に出向していたことを記憶している上、昭和40年4月 17日にA株式会社で資格を取得している同僚から、申立人の出向時期に ついて「私は4月に出向したが、同時期に出向した者の中では、私が最 後だったので、申立人は私より前に出向していた。」との供述があった。

さらに、A株式会社での給与の支払や厚生年金保険料の控除について確認したところ、一人の同僚から「出向は人事異動によるもので、給与体系はB株式会社と同じであり、保険料も控除されていた。」との供述があり、別の同僚からは、「B株式会社の従業員として出向し、出向先での社会保険についての説明などはなかったが、出向前と同様に保険料を控除されていたと思う。」との供述があった。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、B株式会社の資格喪失日である昭和 40 年4月 13 日からA株式会社に出向し、継続して勤務しており、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和40年7月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、3万円とすることが妥当である。なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は既に解散しており、これを確認できる関連資

については、当該事業所は既に解散しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、 事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事 務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び 周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B工場における資格取得日に係る記録を昭和26年12月1日に、資格喪失日に係る記録を28年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和6年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 26 年 12 月 1 日から 27 年 9 月 1 日まで

② 昭和28年7月26日から同年9月1日まで

申立期間はA株式会社C支店に勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていた。申立期間について、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び同僚の供述並びに申立人及び同僚が覚えているA株式会社C支店における同僚の氏名が一致していることにより、申立人が同社C支店及び同社D工場に継続して勤務し(昭和26年12月1日にA株式会社D工場から同社C支店に異動し、さらに、28年9月1日に同社B工場から同社D工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①について、上記のとおり、申立人がA株式会社C支店に勤務していたことは推認できるが、同社C支店が厚生年金保険の適用事業所となったのは、事業所名簿から昭和 36 年4月1日と確認できることから、申立期間①当時、申立人が同社C支店で厚生年金保険被保険者資格を取得したとは考え難いところ、申立人が氏名を記憶している同社C支店の同僚は皆、同社B工場で厚生年金保険被保険者資格を取得している上、

申立人自身も同社B工場で 27 年 9 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得していること、同社C支店に入社した日に厚生年金保険に加入したと供述している同僚は、同社B工場において被保険者資格を取得していることから、同社においては、申立期間①当時、同社C支店に勤務していた社員については、同社B工場において被保険者資格を取得させていたと推認できる。

さらに、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA株式会社B工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿における昭和 27 年9月1日の被保険者資格取得時の記録から8,000円、申立期間②の標準報酬月額については、申立人の同社B工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿における28 年1月1日の標準報酬月額変更時の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の保険料の事業主による納付義務の履行については、A株式会社では、保険料の納付を裏付ける資料は無く、不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を社会保険事務所(当時)に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和 51 年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号:

生年月日: 昭和25年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年3月31日から同年4月1日まで 昭和44年3月21日にA株式会社に入社し、現在まで継続して勤務し

ているが、厚生年金保険被保険者記録によると、51年3月31日資格喪失、同年4月1日資格取得と記録されており、1日の空白を生じている。

厚生年金保険被保険者記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が人事記録に基づき作成した在籍証明書、雇用保険の被保険者記録及びB組合の被保険者記録から判断すると、申立人がA株式会社に継続して勤務し(昭和 51 年4月1日にA株式会社B工場から同社C支店に異動(厚生年金保険は本社で加入))、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社B工場における昭和 51 年2月の社会保険厚生年金保険被保険者原票の記録から12万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、 事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が 資格喪失日を昭和 51 年4月1日として届け出たにもかかわらず、社会保 険事務所(当時)がこれを同年3月 31 日と記録することは考え難いこと から、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず (社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき 保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、 申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②に係る脱退手当金を受給していないものと 認められることから、当該期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正する ことが必要である。

また、申立期間③のうち、昭和22年3月から同年11月までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B株式会社)における資格取得日に係る記録を同年3月1日に、資格喪失日に係る記録を同年9月1日に訂正するとともに、C株式会社(現在は、B株式会社)における資格取得日に係る記録を同年9月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を同年3月及び同年4月は90円、同年5月は420円、同年6月から同年11月までの期間は400円とすることが必要である。

なお、両社の事業主は、申立人に係る当該期間のうち、それぞれの事業 所分の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 大正 13 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和17年6月1日から20年9月18日まで

- ② 昭和20年10月27日から21年10月1日まで
- ③ 昭和21年10月1日から22年12月1日まで

私は、昭和 14 年4月にD株式会社にEとして入社し、終戦時の中断はあるものの、33 年6月まで同社並びにその継承企業であるA及びC株式会社に継続して勤務した。

しかし、申立期間①及び②については、社会保険庁(当時)の記録で 脱退手当金が昭和22年10月6日に支給されたことになっているが、脱 退手当金を受給した記憶は無いので記録を訂正してほしい。

申立期間③については、厚生年金保険の被保険者記録が無いが、この間もA及びC株式会社に勤め、給与から厚生年金保険料を控除されていた。当時の給与明細書も所持しているので、この間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、申立人は、C株式会社における昭和 22 年 10 月分の給与明細書及び同年 10 月 1 日付けの辞令を所持しているとともに、当時の複数の同僚によると、申立人は戦前戦後を通じてD株式会社並びに同社の継承企業であるA及びにC株式会社で継続して勤務していたと供述していることから、脱退手当金の支給決定日である 22 年 10 月 6 日にはC株式会社で勤務していたことが認められ、当該事業所に継続して勤務しながら脱退手当金を請求するというのは不自然である。

また、申立人は、脱退手当金支給決定日の約2か月後である昭和22年12月1日においてC株式会社で厚生年金保険に再加入しているとともに、申立期間と同一の厚生年金保険被保険者番号を引き続き使用していることが確認できることから、申立人が当時、脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、 申立期間①及び②に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

2 申立期間③について、申立人が所持しているA社及びC株式会社の給与明細書、C株式会社における昭和22年10月1日付けの辞令並びに複数の同僚の供述から、申立人が申立期間③において、入社日の特定はできないものの、A社及びC株式会社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立期間③のうち、昭和 22 年 3 月から同年 11 月までの厚生年金保険料の控除については、同年 4 月から同年 8 月まではA社の給与明細書により、同年 9 月及び同年 10 月はC株式会社の給与明細書により、申立人は、同年 3 月分から同年 9 月分までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除(翌月控除方式)されていたことが確認できる上、C株式会社における 22 年 10 月 1 日付けの辞令に記載された申立人の月俸額が、同年 9 月及び同年 10 月の給与明細書の俸給額と一致しているとともに、同年 12 月 1 日には、当該C株式会社において被保険者資格を取得していることから、申立人は同年 10 月及び同年 11 月の厚生年金保険料についても引き続き事業主により給与から控除されていたと認められる。

なお、申立期間③のうち、昭和 22 年 3 月から同年 11 月までの標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から、同年 3 月及び同年4月は 90 円、同年 5 月は 420 円、同年 6 月から同年 11 月までの期間は400 円とすることが妥当である。

また、A社及びC株式会社の2社は申立期間③において、厚生年金保

険の適用事業所としての記録が無いものの、現在の事業主から提出された会社経歴により、申立期間当時、これら2社が法人事業所であったことが確認できるほか、C株式会社において被保険者資格が確認できる複数の同僚は、これら2社には多くの従業員が勤務していたと供述しているとともに、C株式会社において、申立人と同時に厚生年金保険被保険者の資格を取得しているものが700人以上確認できることから、これら2社は、申立期間において当時の厚生年金保険法に定める適用事業所としての要件を満たしていたものと判断される。

しかしながら、両事業所は、申立期間当時は厚生年金保険の適用事業 所に該当するものの、社会保険事務所(当時)に適用の届出を行ってい なかったと認められることから、事業主は、申立人に係る当該期間の保 険料を納付する義務を履行していないと認められる。

3 申立期間③のうち、昭和 21 年 10 月 1 日から 22 年 3 月 1 日までの期間は、事業主が提出した会社経歴において、D株式会社は 21 年 10 月から 22 年 2 月までは企業再建整備法の適用を受けた清算期間にあったことが確認できる上、同僚が所持しているA社の給与明細書においても、22 年 2 月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていないことが確認できる。

また、事業主は、申立人の給与から当該期間に係る保険料を控除していたかについては資料が無く不明としている上、給与明細書など、申立人が保険料を控除されていたことを確認できる資料等は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間③のうち、昭和 21 年 10 月から 22 年 2 月までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、当該期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

また、申立期間②のうち、昭和22年3月から同年11月までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B株式会社)における資格取得日に係る記録を同年3月1日に、資格喪失日に係る記録を同年9月1日に訂正するとともに、C株式会社(現在は、B株式会社)における資格取得日に係る記録を同年9月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を600円とすることが必要である。

なお、両社の事業主は、申立人に係る当該期間のうち、それぞれの事業 所分の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和3年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和17年6月1日から20年9月18日まで

② 昭和21年10月1日から22年12月1日まで

私は、昭和 17 年4月にD株式会社にEとして入社し、終戦時の中断はあるものの、33 年6月まで同社並びにその継承企業であるA社及びC株式会社に継続して勤務した。

申立期間①について、社会保険庁(当時)の記録で脱退手当金が昭和 22年1月25日に支給されたことになっているが、脱退手当金を受給し た記憶は無いので記録を訂正してほしい。

申立期間②については、厚生年金保険の被保険者記録が無いが、この間もA社及びC株式会社に勤め、厚生年金保険料も控除されていた。この期間も厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、当時の複数の同僚によると、申立人は、D株式

会社並びに同社の継承企業であるA社及びC株式会社で継続して勤務していたと供述していることから、脱退手当金の支給決定日である昭和22年1月25日にはA社で勤務していたことが認められ、当該事業所に継続して勤務しながら脱退手当金を請求するというのは不自然である。

また、脱退手当金支給決定日の約 10 か月後である昭和 22 年 12 月 1 日において C 株式会社で厚生年金保険に再加入しているとともに、申立期間と同一の厚生年金保険被保険者番号を引き続き使用していることが確認できることから、申立人が当時、脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

2 申立期間②について、複数の同僚の供述から、申立人が申立期間②に おいて、入社日の特定はできないものの、A社及びC株式会社に継続し て勤務していたことが認められる。

また、申立期間②のうち、昭和 22 年 3 月分から同年 9 月分までについては、申立人の厚生年金保険料の控除を確認できる資料は無いが、申立人の同僚から提出されたA社及びC株式会社の給与明細書では、同年 4 月から同年 8 月まではA社の給与明細書により、同年 9 月及び同年 10 月はC株式会社の給与明細書により、当該同僚が同年 3 月分から同年 9 月分までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除(翌月控除方式)されていたことが確認できる上、当該同僚のC株式会社における 22 年 10 月 1 日付けの辞令に記載された当該同僚の月俸額が、同年 9 月及び 10 月の給与明細書の俸給額と一致しているとともに、同年 12 月 1日には、当該C株式会社において被保険者資格を取得していることから、当該同僚が同年 10 月及び同年 11 月の厚生年金保険料についても引き続き事業主により給与から控除されていたと認められる。

さらに、当該同僚が、申立人は申立期間②中、自分と同じFという職種で同じ工場に勤務し、D株式会社からC株式会社への異動の取扱いも同じであったと供述していることから判断すると、申立人は、当該同僚と同じ扱いを受けていたものと推察され、申立期間②に係る厚生年金保険料についても当該同僚と同様の控除があったものと認められる。

なお、申立期間②のうち、昭和22年3月から同年11月までの標準報酬月額については、昭和21年5月16日から同年10月1日までの期間に厚生年金保険被保険者の資格を取得した同僚190人のうち、申立人と同じく同年8月に厚生年金保険の資格を取得し、同年10月に資格を喪失しなかった同僚5人について、申立期間②のうち、22年3月から同年11月までの標準報酬月額を確認したところ、いずれも600円とされ

ていることから、600円とすることが妥当である。

また、A社及びC株式会社の2社は申立期間②において厚生年金保険の適用事業所としての記録が無いものの、現在の事業主から提出された会社経歴により、申立期間当時、これら2社が法人事業所であったことが確認できるほか、C株式会社において被保険者資格が確認できる複数の同僚は、これら2社には多くの従業員が勤務していたと供述しているとともに、C株式会社において、申立人と同時に厚生年金保険被保険者の資格を取得しているものが700人以上確認できることから、これら2社は、申立期間において当時の厚生年金保険法に定める適用事業所としての要件を満たしていたものと判断される。

しかしながら、両事業所は申立期間当時は厚生年金保険の適用事業所に該当するものの社会保険事務所(当時)に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

3 申立期間②のうち、昭和 21 年 10 月 1 日から 22 年 3 月 1 日までの期間は、事業主が提出した会社経歴において、D株式会社は 21 年 10 月から 22 年 2 月までは企業再建整備法の適用を受けた清算期間にあったことが確認できる上、同僚が所持しているA社の給与明細書においても、22 年 2 月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていないことが確認できる。

また、事業主は、申立人の給与から当該期間に係る保険料を控除していたかについては資料が無く不明としている上、給与明細書など、申立人が保険料を控除されていたことを確認できる資料等は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間②のうち、昭和 21 年 10 月から 22 年 2 月までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を平成10年11月から12年9月までの期間は20万円、同年10月から13年3月までの期間は30万円、同年4月から14年9月までの期間は24万円に訂正することが必要である。なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和26年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年11月1日から14年10月1日まで 社会保険庁(当時)の記録では、A株式会社における平成10年11月から14年9月までの標準報酬月額が9万8,000円となっているが、当時の給与支給明細書では、標準報酬月額が10年11月から12年9月までの期間は20万円、同年10月から13年3月までの期間は30万円、同年4月から14年9月までの期間は24万円に相当する厚生年金保険料が控除されているので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持していた給与支給明細書により、申立人は、平成 14 年 9 月を除く申立期間において、その主張する標準報酬月額(平成 10 年 11 月 から 12 年 9 月までの期間は 20 万円、同年 10 月から 13 年 3 月までの期間は 30 万円、同年 4 月から 14 年 8 月までの期間は 24 万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人は、平成 14 年 9 月の給与支給明細書を紛失していることから、同年 9 月における報酬月額及び厚生年金保険料は確認ができないものの、社会保険事務局(当時)から提出された同年 9 月の滞納処分票に示される納付額が、当時の A 株式会社の在籍者が納付すべき金額に合致して

おり、申立人がこの在籍者に含まれることが認められることから、同年9月においても、引き続き同年8月以前と同額の厚生年金保険料が控除されていたものと考えるのが妥当である。そして、申立期間における厚生年金保険料の控除については、事業主は、当月分給与から行っていたと回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額(平成10年11月から12年9月までの期間は20万円、同年10月から13年3月までの期間は30万円、同年4月から14年9月までの期間は24万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、給与支給明細書等において確認及び推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所(当時)で記録されている標準報酬月額が平成10年11月から14年9月までの申立期間の全期間にわたり一致していない上、事業主は、10年11月から全従業員について標準報酬月額を9万8,000円とした届出を行ったことを認めているところ、オンライン記録でも、11年1月以降在籍したA株式会社の被保険者32人のうち、1日のみ在籍した一人を除いた31人に係る標準報酬月額がすべて9万8,000円とされているのが確認できることから、事業主は給与支給明細書等で確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く)を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人の株式会社Aにおける被保険者資格の取得日は昭和23年4月10日、資格喪失日は同年7月21日であったと認められることから、厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、300 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和7年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年4月1日から23年7月21日まで

② 昭和23年7月21日から28年1月1日まで

③ 昭和30年7月1日から31年4月1日まで

ねんきん特別便によると、B株式会社及びC合資会社での厚生年金保険の被保険者記録が無く、社会保険庁(当時)に問い合わせたところ、厚生年金保険に加入はしていたが脱退手当金を受給していると回答された。私は脱退手当金を受け取った覚えが無い。

また、昭和 22 年4月に初めて就職した株式会社Aにおける厚生年金保険の被保険者記録が無いのは納得できないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿から、申立人(旧姓D)と生年月日が同一で氏名が酷似した基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録(E 昭和23年4月10日資格取得、同年7月21日資格喪失)が確認できる。

また、申立人の同僚二人は、申立人と同じF校を卒業したが、申立人は、当該事業所には約半年遅れて入社し、ほかに同姓同名の者はいなかったと供述しているところ、上記の厚生年金保険被保険者記録は同僚二人より半年遅れで資格を取得していることから、当該被保険者記録は、申立人の未統合の厚生年金保険被保険者記録であると認められる。

しかし、健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人は、昭和23年4月10日から同年7月21日までの期間については厚生年金保険被保険者であることが確認できるものの、22年4月1日から23年4月10日までの期間については申立人の名前が見当たらないほか、健康保険証番号に欠番は無い。

また、上記同僚二人は、昭和22年4月に入社後、半年ほど後の同年9月25日に被保険者資格を取得していることから、当該事業所では入社後一定の期間を経た後で被保険者資格を取得させていることがうかがえ、当該同僚の一人は、「申立人は、半年ほど後に入社した。」と供述していることから、申立期間①のうち、22年4月1日から23年4月10日までは被保険者期間ではなかったと考えられる。

さらに、当該事業所は既に廃業し、当時の事業主は死亡しており、申 立人の申立ての事実を確認することができない。

なお、昭和23年4月から同年6月までの標準報酬月額については、今回統合する事業所の事業所別被保険者名簿の記録から、300円とすることが妥当である。

2 申立人は、申立期間②及び③について脱退手当金は受け取っていないと主張としているが、申立人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)の保険給付欄には、脱退手当金の金額を算出した記載と支給記録が確認でき、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間③に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日の約1か月後の昭和31年5月4日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人が勤務していた申立期間③に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和31年4月1日の前後2年以内に資格喪失した者6人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、3人に脱退手当金の支給記録が確認できるとともに、同僚照会の結果、一人から事業主が代理請求し自分で受領したとの供述を得られたことから、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性がうかがえる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに、脱 退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、 申立期間②及び③に係る脱退手当金を受給していないものと認めること はできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年9月から同年 11 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名: 男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和33年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年9月から同年11月まで

平成3年9月に会社を辞め、子供が小さかったため、早く国民健康保険に加入しなければと思い、妻にA市役所で国民健康保険の加入手続をしてもらった際に、職員に国民年金にも加入するよう促されたため、国民年金にも加入した。妻が夫婦二人の3か月分の保険料を納付書が送られてきた時にまとめてA市役所で納付したので、申立期間が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成3年9月に会社を辞め、子供が小さかったため、早く国民健康保険に加入しなければと思い、その妻にA市役所で国民健康保険の加入手続をしてもらった際に、職員に国民年金にも加入するよう促されたため、国民年金にも加入したとしているところ、申立人の所持する年金手帳には国民年金手帳記号番号が記載されていない上、A市の国民年金被保険者名簿には申立人の記録がないことから、申立人の申立期間の国民年金被保険者資格が確認できず、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もみられないことから、申立人の国民年金への加入状況が不明である。

また、申立人は、申立期間について、その妻が夫婦二人の3か月分の国 民年金保険料をまとめてA市役所で納付したとしているところ、その妻の 申立期間の国民年金保険料は未納となっている。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連 資料(家計簿、確定申告書等)や周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年12月から平成2年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和40年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年12月から平成2年8月まで

20 歳から何年かたったころ、実家の母が国民年金に加入していないと私の将来が困るとして、国民年金に加入し保険料を何年分かさかのぼって納付してくれたはずである。納付した保険料は 20 万円ほどで父の銀行口座から預金を下ろして納付した。未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、その母親が申立人の国民年金に加入し、 保険料を何年分かさかのぼって納付したはずであり、納付した保険料は 20 万円ほどで申立人の父の銀行口座から預金を下ろして納付したとして いるが、申立人の母親は、体調を崩して入院しており、国民年金の加入及 び保険料納付に関する証言が得られず、申立人の保険料を納付していたこ とを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)も無いことから、国民年金の 加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号から推定できる国民年金への加入時期は、平成4年8月から同年 10 月ころまでであり、その時点では、申立期間は時効により納付できない期間である上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もみられない。

さらに、申立人の国民年金の納付記録は平成2年9月から記録があるが、 国民年金に加入したと推定される4年8月から同年10月までから2年間 さかのぼって納付した場合の年月に該当し、その場合の国民年金保険料は、 申立人の母親が納付したとする保険料額の 20 万円にほぼ合致しており、 申立期間の保険料と当該納付の保険料を混同している可能性がある。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和9年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から46年3月まで

昭和 43 年3月にA町のBからCに転居した。Bの時はBの自治会の 班長が国民年金保険料を集金に来ていたが、CでもCの自治会の班長が 集金に来て、変わらず納付していた。申立期間が未納とされていること に納得がいかないので、調査の上訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時自治会の班長が国民年金保険料を集金していた としており、申立人が居住していたD市では、昭和 48 年3月まで地域に ある組織で集金人が保険料を徴収していたことは確認できる。

しかし、申立人が集金に来ていたとする自治会の班長は既に亡くなって おり、申立期間当時、申立人の家の近隣に住宅等もなかったため、当時の 事情を確認することができない。

また、申立期間当時申立人が集金により保険料を納めていたとする供述を裏付ける資料がほとんど無い上、D市も当時の資料は無いとするなど、申立期間における保険料の納付状況は不明である。

さらに、同居していた申立人の妻も、申立期間の国民年金保険料は未納 となっているが、その妻も既に他界しているため供述を得られない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連 資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに保険料を納付したことをう かがわせる事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の平成 14 年 6 月及び同年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和48年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年6月及び同年7月まで

私は、高等学校を卒業し就職して以後、数回にわたり転職したが、就職していない期間は、国民年金保険料を納付しており、申立期間の保険料は、A区内のB銀行の支店の預金口座から自動引き落としにより納付していた。申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、就職していない期間については、国民年金保険料を納付していたと申し立てているが、平成 14 年 4 月 1 日に国民年金被保険者資格を喪失し、その後資格取得をした形跡がうかがわれないことから、申立期間は未加入期間であり、保険料を納付できない期間である。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料をA区内のB銀行の支店の預金口座から自動引き落としにより納付していたと申し立てているが、C年金事務所によると、「厚生年金保険の適用事業所を退職した者で国民年金被保険者資格取得届を提出していない者が発見された場合、退職の2か月後に当該人に未加入期間国民年金適用勧奨状を送付し、その際、銀行口座からの保険料の自動引き落とし手続を要請しているが、自動引き落とし手続が行われる以前の過去の未納分は自動引き落としの対象とはならない」としていることから、申立期間の保険料の自動引き落としはできなかったと考えられ、申立内容には不自然さがみられる。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに納付したことをうかがわ

せる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年5月から9年4月までの国民年金保険料については、 納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和49年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年5月から9年4月まで

私は 20 歳になった時に国民年金に加入したが、しばらくは保険料を納付していなかった。その後、兄に勧められて平成8年ころに未納になっていた期間のうち7年5月から9年4月までの2年分の保険料約 25万円をまとめてA銀行B支店(現在は、C銀行D支店)で納付した。母もその当時のことを覚えている。申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった時に国民年金に加入し、しばらくは保険料を納付していなかったが、申立人の兄に勧められて平成8年に未納になっていた期間のうち7年5月から9年4月までの2年分の国民年金保険料をまとめて納付したと申し立てているが、申立期間のうち7年4月から8年3月までは過年度分、同年4月から9年3月までは現年度分となるため、それぞれ別個の納付書で納付する必要があるところ、申立人はその記憶が曖昧である上、申立人が保険料を納付した際に「そんな無駄なことをするんじゃない」と申立人を怒鳴ったとするその母親及び申立人に国民年金保険料の納付を勧めたとするその兄に当委員会が証言を求めることについて、申立人の協力が得られないため、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人に納付を勧めたとするその兄は、20 歳に到達してから 2 年以上経過した平成 6 年 4 月から国民年金保険料の納付を開始している上、以後 21 年 1 月に厚生年金保険に加入するまでの間に、申立期間内の 1 か月を含む未納期間が 5 回、通算 36 か月見られる。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年5月から62年3月までの国民年金保険料については、 納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和30年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年5月から62年3月まで

私は、昭和 54 年 5 月ころ会社を退職し独立してAの仕事を始めた際に国民年金に加入した。翌年には友人とB所を開業し平成8年まで在職した。在職中は国民年金保険料を納付書により銀行で納付しており、確定申告時においても保険料を控除した記憶があるので、申立期間が未納になっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 54 年 5 月ころ会社を退職し独立して B 所を開業した際に、会社の近くの銀行で国民年金保険料を納付したと申し立てているが、申立人の国民年金手帳記号番号は 62 年 10 月ころ払い出されていることから、その時点では、申立期間の大部分は時効により納付できない。

また、申立期間のうち昭和 60 年 7 月から 62 年 3 月までについては、手帳記号番号払出時点では過年度納付が可能な期間であるが、申立人は、国民年金保険料を一括してさかのぼって納付した記憶は無いとしている。

さらに、申立期間は 95 か月と長期間である上、申立人が申立期間の国 民年金保険料を納付したことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等) は 無く、ほかに納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 6 月から平成 3 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和44年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年6月から平成3年9月まで

会社を退職後、年金制度の継続として国民年金への切替えをA町役場で行った。国民年金保険料は現金のみで同役場に毎月納付していたので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、納付したとする国民年金の保険料額の具体的な記憶が無く、 納付状況は不明である。

また、申立人は、申立期間当時に国民年金に加入し、毎月現金のみでA町役場で納付していたと申し立てているが、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがわれないことから申立期間は未加入期間であり、国民年金保険料の納付はできない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す 関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに保険料の納付をうかが わせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年3月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和24年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年3月から48年3月まで

20 歳になった時に国民年金制度があると父親から言われ手続をしてもらい、国民年金保険料も地区の納税組合を経由し父親が納付していたので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が 20 歳になった時に国民年金制度のことを申立人の 父親から言われ手続をしてもらい、国民年金保険料も地区の納税組合を経 由し、その父親が納付してくれていたと申し立てているが、申立人の国民 年金手帳記号番号は昭和 48 年6月7日に払い出されていることから、払 出時点からすると申立期間の一部は時効により納付することはできず、別 の手帳記号番号が払い出されていた形跡もうかがわれない。

また、申立人の国民年金保険料を納付してくれたとするその父親は既に 他界しており、保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す 関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに保険料の納付をうかが わせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 40 年 9 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和13年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年9月から47年3月まで

私の国民年金の加入手続については、加入時期の記憶は無いものの、申立期間当時同居していた私の父が、私が結婚しないのを心配して、A区役所で行ってくれた記憶があり、結婚するまでの国民年金保険料は、私が生活費として父に渡していた中から納付してくれた。申立期間当時は集金人が自宅に来ていたので、その集金人に保険料を渡していたはずである。申立期間が未加入であることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父親が申立人の国民年金の加入手続をA区役所で行い、申立人が結婚するまでの国民年金保険料を納付していたとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 61 年6月ころにB区で払い出されており、払出時点からすると、申立期間は時効により納付することができない期間である上、申立人の生年月日が変更されている記録はあるものの、申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、申立人の国民年金加入手続及び保険料の納付を行ったとするその 父親は既に他界しており、申立人自身は国民年金加入手続及び保険料納付 に関与しておらず、納付状況等は不明である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す 関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立人が申立期間の保 険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年8月から48年3月までの国民年金保険料については、 納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 26 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年8月から48年3月まで

昭和 46 年8月ころ、母親がA区役所に行って、私の国民年金の加入手続をしてくれた。当時、私は短大生で、アルバイトをしながら国民年金保険料を数か月に一度納付していた。保険料納付の際、区役所の窓口では、最初は国民年金手帳に印紙を貼ってくれ、2回目からはその手帳に押印してくれた。その1冊目の手帳は、押印欄が無くなるころに区役所の職員に回収されてしまい、現在所持している手帳はその時に渡された新しい手帳だ。回収されてしまった手帳に係る申立期間が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 46 年8月ころにその母親がA区役所で国民年金の加入手続を行い、申立人が同区役所で申立期間の国民年金保険料を納付していたとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿から 48 年 12 月 3 日に払い出されていることが確認でき、払出時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付できない期間である上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、国民年金保険料を数か月に一度納付していたとしているが、申立人が所持している領収証書により、昭和49年4月30日に申立期間後の48年4月から49年3月までの保険料をまとめて現年度納付していることが確認できるなど、保険料の納付状況等に関する記憶が曖昧である。

さらに、申立人は、申立期間のうち、過年度分として納付可能な期間の

国民年金保険料をまとめて納付した記憶が無い上、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等) も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 7 月から 46 年 1 月までの期間及び 47 年 5 月から 50 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和25年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年7月から46年1月まで

② 昭和47年5月から50年3月まで

20 歳になったときにA区役所から加入するよう用紙が送られて国民 年金に加入した。実家の手伝いをしておりそこで受け取った給料で国民 年金保険料を納付した。申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった時(昭和 45年*月)、A区役所で国民年金の加入手続をしたと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期は昭和 51年6月ごろとなっている上、A区では、申立期間当時に、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは確認ができないとしている。

また、申立人は、オレンジ色の年金手帳を2冊交付され、これ以外の年金手帳を受け取った記憶は無いとしているが、オレンジ色の国民年金手帳(厚生年金手帳)は、申立人がA区役所で加入手続をしたとする時期より後に発行されている。

さらに、申立人は、国民年金保険料をその都度納付したと主張しているが、上記の国民年金手帳記号番号の払出時期等から判断すると、申立期間の一部期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間であると考えられる。

加えて、申立人の申立期間に係る国民年金保険料の納付場所、納付金

額等の記憶は曖昧であり、ほかに保険料を納付していたことを示す関連 資料 (家計簿、確定申告書等) 及び周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 10 月及び同年 11 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和13年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年10月及び同年11月

昭和 61 年9月に約 20 年生活したA国から帰国し、直後にB区役所で転入手続を行った。その際、窓口職員に国民年金に加入するよう強く勧められたため、物価の高い日本の生活を心配し加入を躊躇したが、仕事に就くまでならと別の窓口で加入手続を行い、その場で保険料を納付した。

申立期間について、国民年金保険料が未納とされていることに納得 がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 61 年9月にB区役所で転入手続をした際に、窓口職員から国民年金への加入を強く勧められたので加入手続を行い、その場で保険料を納付したとしているが、申立人の基礎年金番号は厚生年金保険記号番号が付番されており、申立期間当時、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがわれない上、申立期間である昭和 61 年 10 月及び同年 11 月は未加入期間であり制度上保険料を納付できない期間である。

また、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等) は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる 周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和35年10月から36年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和14年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年10月から36年3月まで

母が昭和 35 年 10 月ころ、国民年金の加入手続をしてくれて、A市に引っ越した 48 年まで保険料を払ってくれた。ねんきん特別便を見たところ、資格取得が 36 年 4 月となっており、35 年 10 月の資格取得から保険料を納付していたはずなので、入力ミスだと思う。未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 35 年 10 月ころにその母親が国民年金の加入手続をし、 国民年金保険料を納付してくれていたとしているが、申立人は申立期間 の保険料納付に関与しておらず、納付してくれていたとするその母親も 既に他界していることから、納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、手帳記号番号払出簿により、昭和35年12月16日にその両親と連番で払い出されていること、及びその両親の資格取得日も申立人と同様に、35年10月1日となっていることがオンライン記録から確認できるものの、申立期間については、国民年金制度開始の準備期間として位置づけられており、加入手続は行われていたものの、保険料徴収については36年4月からであり、申立期間は保険料を徴収していなかった期間である。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料(日記、家計簿、徴収カード等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

埼玉厚生年金 事案 2766 (事案 1546 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和7年生

2 申立内容の要旨

申立期間: 昭和22年9月1日から32年9月25日まで 私は、申立期間にA株式会社で働き、出産のため退職したが、社会保 険庁(当時)の厚生年金保険被保険者記録では、申立期間の脱退手当金 を受給している記録になっている。私は脱退手当金を請求していない し、もらっていないので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、i) 社会保険庁が保管する申立人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)の保険給付欄に脱退手当金が支給されたことを意味する「脱退手當金」の印が押されているとともに、同台帳に記載されている資格期間、支給金額及び支給年月日はオンライン記録と一致し、指定住所に郵送されたことを意味する国庫金送付番号「B」の記載もあること、ii) 申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月半後の昭和32年11月4日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえないこと、iii) 申立人の脱退手当金が支給決定された時期は通算年金制度創設前であり、申立期間の事業所を退職後、厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないことから、既に当委員会の決定に基づき、平成21年9月16日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人から新たな資料等の提出は無く、「脱退手当金の請求手続及び受給について覚えが無い」との従来の主張を繰り返しているが、これ

は委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に 委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申 立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることは できない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和10年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年11月6日から32年2月1日まで

② 昭和32年5月31日から35年3月26日まで

私は申立期間①はA株式会社で、申立期間②はB株式会社で勤務していたが、結婚相手を紹介してもらうには家でお稽古ごとをしなければならないと親に言われ退職した。社会保険庁(当時)の記録では、申立期間については脱退手当金を受けていることになっているが、私は脱退手当金を請求しておらず、受給もしていないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月半後の昭和35年9月8日に支給決定されているほか、申立人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)には脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、厚生省(当時)から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は通算年金制度創設前であり、申立期間の事業所を退職後、平成7年まで厚生年金保険に加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和11年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 10 月 25 日から 32 年 3 月 1 日まで (A株式会社)

- ② 昭和32年2月13日から32年7月1日まで (株式会社B)
- ③ 昭和32年8月6日から34年8月21日まで (C株式会社)
- ④ 昭和34年8月29日から34年12月22日まで (D株式会社)
- ⑤ 昭和34年12月15日から35年4月29日まで (E株式会社)

平成20年4月24日に社会保険事務所(当時)でねんきん特別便による期間照会をし、申立期間①、②、③及び⑤の被保険者期間が判明したので統合してもらったところ、一時金不一致の表示が出たため、業務センターで調査及び補正がされた。この処理によって年金として受給中の申立期間④についても申立期間①、②、③及び⑤とともに脱退手当金支給済期間であると判明し、申立期間④については返納金が発生していると社会保険事務所から説明を受けた。

しかし、私は申立期間全部について脱退手当金を請求しておらず、受給もしていないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務していた最終事業所であるE株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金を支給したことを示す「脱」の表示が記されている。

また、申立期間に係る脱退手当金は、E株式会社における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和35年7月4日に支給決定されている上、A株式会社及び株式会社Bにおける申立人の被保険者期間が記載されている厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)には脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、厚生省(当時)から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

なお、ねんきん特別便で判明した申立期間①、②、③及び⑤に係る被保険者番号を統合した際の「一時金不一致」については、D株式会社の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者記号番号払出簿には重複取消の記載が無いことから、社会保険庁(当時)が当該被保険者期間をオンライン化する際に、申立人が申立期間④のD株式会社において取得した被保険者記号番号をほかの申立期間の被保険者記号番号と統合しなかったために生じたものと考えられる。

さらに、申立人は、申立期間に係る脱退手当金支給決定日から2か月後に、再度、厚生年金保険被保険者資格を取得しており、その際の被保険者記号番号はそれまでに申立人が被保険者資格を取得した際の記号番号とは別の番号となっているが、これは、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものと考えるのが自然である上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和17年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年4月20日から36年3月31日まで

② 昭和36年5月1日から38年3月10日まで

私は申立期間①はA株式会社で、申立期間②は株式会社Bで勤務していたが、結婚のため退職した。社会保険庁(当時)の記録では、申立期間については脱退手当金を受けていることになっているが、私は脱退手当金を請求しておらず、受給もしていないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金を支給したことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和38年7月9日に支給決定されているほか、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人は、昭和 39 年 2 月 8 日に厚生年金保険被保険者資格を取得しているが、当該被保険者記号番号は申立期間の番号とは別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものと考えるのが自然である上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和4年生

2 申立内容の要旨

申立期間:昭和21年2月18日から22年5月1日まで 社会保険庁(当時)の記録では、A株式会社に勤務していた時の厚生 年金保険の加入期間が、昭和22年5月1日からになっているが、それ 以前にB県から移り住み勤務していたので、調査して被保険者期間とし て認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、A株式会社は既に事業を廃止し、当時の事業主も死亡していることから、申立人の申立期間当時の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、申立人が当該事業所で一緒だったとする同僚一人と、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録により、申立期間当時において当該事業所の被保険者であったことが確認できた同僚一人に照会し両人から回答を得たものの、両人とも申立人の入社日を記憶しておらず、申立人の申立期間当時の勤務状況等について供述を得ることができなかった。

さらに、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和36年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年1月1日から63年5月1日まで 社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録について照会した ところ、A株式会社における厚生年金保険被保険者の資格取得日が昭和 63年5月1日となっているが、同社には59年1月1日から勤務してお り、この間の被保険者期間が52か月欠落している。申立期間を厚生年 金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述により、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間において、A株式会社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、オンライン記録によると、A株式会社は、昭和 63 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、また、同社から提出された「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」では、申立人の被保険者資格取得日と同日に届け出られていることが確認できる。

また、事業主は、「適用事業所になる前は、厚生年金保険料を給与から控除していなかった。」と供述しているとともに、同社が適用事業所となった昭和 63 年 5 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得した同僚 5 人に照会したところ、回答があった 4 人は、いずれも、「A株式会社は、申立期間において厚生年金保険の適用事業所ではなく、適用以前は給与から厚生年金保険料を控除されていなかった。」と供述している。

さらに、申立人は、申立期間において国民年金保険料を納付していることがオンライン記録で確認できる上、同社から提出された、昭和 62 年分

及び 63 年分「給与所得者の保険料控除申告書」に記載されている申立人 から申告された国民年金保険料額は、オンライン記録の定額国民年金保険 料額の二人分の額と一致する。

このほか、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連 資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事 業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和28年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年3月26日から53年9月1日まで

昭和50年11月1日から53年8月末まで、株式会社AでBとして勤務した。就業場所はC会社や、ほか2社である。しかしながら、社会保険事務所(当時)に記録を照会した結果、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。当時の同僚と一緒に写した写真が有り勤務の証明になるので、申立期間を加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している当時の写真及び同僚二人の供述により、期間の特定はできないものの、申立人は、申立期間に株式会社Aに勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、株式会社Aは平成 21 年 3 月 3 日に倒産しており、事業主から申立人の社会保険資格の取得喪失、社会保険料の控除及び納付についての回答が得られず、破産管財人も、当該会社は既に倒産しており当時の関係資料は散逸しているとして、問い合わせのすべてについて不明と回答している。

また、同僚 18 人に照会した結果、回答のあった 8 人はいずれも、申立 人が申立期間に厚生年金保険料を控除されていたかについては不明と回答 している上、申立人が一緒に勤務していたとして名前を挙げた同僚は、申 立期間において国民年金第 1 号被保険者で保険料納付済みとなっており、 厚生年金保険被保険者ではない。

さらに、株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における 申立人の被保険者記録はオンライン記録と同一となっており、加えて、申 立期間に係る健康保険番号は連番となっており追加及び欠落は無いことか ら、新たな番号で被保険者資格を取得していることは考え難い上、当該被 保険者名簿の申立人の欄には健康保険証を返却したことを示す押印がある。

また、D市役所国民年金課によると、「申立人の国民年金の市役所の記録は、厚生年金保険の被保険者資格喪失により国民年金の資格を取得しており、昭和51年3月26日に資格取得をした。」と回答していることから、申立人は、51年3月26日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したものと認められる。

さらに、公共職業安定所によると、申立人の株式会社Aに係る雇用保険の被保険者記録は無い。

なお、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和47年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年1月31日から同年2月1日まで 株式会社Aに平成5年3月16日から6年1月31日まで勤務していた。 しかし、厚生年金保険被保険者記録によると、同社での厚生年金保険 の加入記録が平成5年3月から同年12月までとなっているので、6年 1月についても厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の被保険者記録では、申立人は、株式会社Aを平成6年1月31日に離職したことになっている。

しかしながら、申立人から提出された株式会社Aに勤務していた時の給与明細書により、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されているのは、平成5年4月分から6年1月分までの給与であり、同年2月分の給与からは厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

また、株式会社Aで経理事務を担当していた同僚は、同社での給与の締め日は毎月 15 日であったと供述していることから、申立人が同社で厚生年金保険被保険者資格を取得した平成5年3月 16 日は給与計算の初日となり、4月分の給与の計算期間は同年3月16日から同年4月15日までであることから、申立人の同年4月分の給与から控除された厚生年金保険料は、同年3月に係る保険料と推認できる。

この給与計算から、申立人が同社で最後に厚生年金保険料が控除された 平成6年1月分の給与の保険料は5年12月の厚生年金保険料であり、6 年2月分の給与からの厚生年金保険料が控除されていないことから、同年 1月の厚生年金保険料は事業主により給与から控除されていなかったと判 断するのが妥当である。 さらに、当該事業所は既に解散しており、当時の事業主は所在不明で、 申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和42年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年6月から平成2年3月31日まで 申立期間はA市で有限会社Bが経営する「C」というDに勤務して いた。しかし、厚生年金保険の被保険者記録が無いので、調査の上、 申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

有限会社Bにおける申立期間当時の事業主夫婦及び同僚の供述により、期間の特定はできないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことは認められる。

しかしながら、事業主は、「当該事業所は昭和 63 年9月に厚生年金保険の適用事業所となったが、一人前のEになるには3年ぐらいの経験を要し、その間は給料も少ないため、勤務経験3年以上の従業員だけを厚生年金保険に加入させ、それ以外の従業員は国民年金に加入してもらっていた。」旨の供述をしている。

また、当該事業所で申立人と一緒に働いていた同僚も、「事業主から厚生年金保険に加入すると給料の手取額が少なくなるので、一定期間は加入させないと聞いていたので、自分は国民年金に加入していた。申立期間当時の従業員は申立人と自分の二人だけであり、同じ待遇であったと思う。」との供述をしている。

さらに、有限会社Bのオンライン記録の職歴審査照会回答票[個人情報]において、申立人の厚生年金保険被保険者記録は無い。

加えて、申立人が提出した「平成元年分給与所得の源泉徴収票」に記載されている社会保険料等の金額3万2,160円(月額換算すると2,680円)は、給与支払金額145万3,515円から算出した当時の厚生年金保険料と健康

保険料の合計額の4分の1以下にしかならず、申立人に当該期間の国民年 金保険料の納付実績が無いことを考慮すると、国民健康保険料の納付額と みなすのが自然である。

その上、雇用保険の被保険者総合照会において、申立人の当該事業所での加入記録も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和12年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 10 月 17 日から 37 年 7 月 20 日こ

ろまで

② 昭和38年4月1日から39年3月2日まで

申立期間①については、A株式会社での厚生年金保険被保険者資格の喪失日が昭和36年10月17日となっているが、住民異動届で確認できる37年7月20日ころまで勤務していたので、資格喪失日を同日に訂正してほしい。

また、申立期間②については、B社のC直売所での厚生年金保険被保険者資格の取得日が昭和39年3月2日となっているが、義母から、妻と同じ38年4月1日付けで厚生年金保険に加入させる手続を行うと聞いていたので、資格取得日を同日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A株式会社は平成2年10月31日付けで解散し、 元事業主も既に他界しているため、同社の経理担当であった元事業主の 長女に照会したが、申立期間当時の関係書類はすべて焼失してしまい、 申立人の勤務実態及び保険料控除については不明であるとの回答であっ た。

また、同僚照会に回答のあった元同僚5人のうち二人は、申立人が当該事業所に勤務していたことは記憶しているものの、勤務期間は不明と供述し、残る3人は申立人のことは覚えていないとの回答であった。

さらに、申立人が記憶している元同僚のD氏については、同人の甥から「身体の不具合と記憶喪失で同僚照会に対応できない。」との回答があり、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除を確認するこ

とができない。

加えて、申立人が申立期間中に洋服を新調したと述べている「E」も F商工会議所に照会したところ、平成 15 年に廃業しており、関係者の 所在は不明であるとのことであった。

このほか、元同僚から提供を受けた当該事業所の従業員による社員旅行時の集合写真3枚について元事業主の長女に確認してもらったところ、昭和36年3月撮影の写真には申立人が写っているものの、同年10月及び37年4月撮影の写真2枚には申立人が写っていないことが確認できたため、申立人に確認を求めるとともに後の写真2枚に自身が写っていない理由を尋ねたが、「写っていない事情は覚えていない。」と供述している。

なお、申立人は、昭和 37 年の夏にその妻を同行して当該事業所に退職する旨を説明に行ったと述べているが、申立人の妻は既に他界し、申立人は、当該事業所の対応者を記憶しておらず、事実関係を確認することができない。

2 申立期間②について、申立人が昭和37年7月23日付けでG町(現在は、H市)からB社のC直売所が所在したI地に転出していること、及び申立人の義弟で32年9月から同直売所で勤務している現事業主の供述等から、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間に当該事業所で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所で厚生年金保険の各種事務手続を行い、申立人にその妻と同じ昭和 38 年4月1日付けで厚生年金保険の資格取得手続を行うと告げたとする申立人の義母は既に他界しており、当時の事務処理状況等を確認することができない。

また、当該事業所は昭和 42 年 6 月 6 日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人の義弟も申立人の厚生年金保険の取扱いについては覚えていないことから、厚生年金保険料控除を確認することができない。

さらに、雇用保険の全被保険者番号照会において、申立人の当該事業 所での雇用保険の加入記録も確認ができない。

3 申立人は、J株式会社を退職した昭和57年3月11日以降に、社会保険事務所(当時)の説明もあって厚生年金保険の被保険者期間を20年間とするために、1年間任意継続して保険料を納付したこと、及び社会保険事務所から加入期間20年の証明書や「受給金額のお知らせ」が送付されてきたことを主張しているが、これらの資料は持ち合わせていないと供述しており、年金事務所に確認しても、上記の1年間の任意継続

の記録(57年6月から58年5月までの期間)は確認できるものの、厚生年金保険被保険者期間が20年(240か月)になった旨の証明書等を送付したとする事実は確認できない。

また、申立人は、厚生年金保険被保険者期間の加入月数が申立期間であるB社のC直売所及びA株式会社の喪失月(喪失月は被保険者ではないことから、加入月数には数えられない)を算入して、240か月になるとしているが、年金事務所の加入記録で確認できる実際の月数は237か月であり、申立人が主張する被保険者期間月数とは異なる。

4 なお、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。 このほか、申立ての事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当た

らない。

5 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和22年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年7月1日から63年8月1日まで 社会保険事務所(当時)から、A株式会社に勤務していた期間のうち、 昭和57年7月1日から63年8月1日までの期間の厚生年金保険の加入 記録が無い旨の回答があった。57年7月1日に同社に入社し、平成17年11月まで継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被 保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚照会に回答のあった同僚二人のうち一人は、「申立人は、申立期間にA株式会社に在籍していた。」と供述しており、ほかの一人は、「期間の特定はできないものの、申立人は、申立期間において同社に勤務していた。」と供述していることから、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかし、当該事業所は既に事実上無くなっているため、元事業主に照会したところ、「私は、昭和 61 年8月に代表取締役に就任したが、前任の事業主は、運転者は原則として社会保険には加入させず、加入を希望する者だけを加入させていた。私が事業主になった2年後以降に運転者全員を社会保険に加入させた。」と供述している。

また、同僚照会に回答のあった上記同僚も、「昭和 60 年ごろは特に本人が希望しなければ、厚生年金保険には加入させてくれなかった。その後、事業主が交代してからは、全員が加入することになった。この間には保険料は控除されていなかった。」と供述しており、元事業主の供述と符合していることから、申立期間当時、当該事業所では厚生年金保険に加入を希望する自動車運転者だけ加入させる取扱いであったことが推認できる。

さらに、申立人のA株式会社における雇用保険の加入記録から、申立人の雇用保険資格取得日が厚生年金保険資格取得日と同じ昭和 63 年8月1日であることが確認できる。

加えて、申立人は、昭和 42 年 2 月から 63 年 8 月 1 日までの間、国民年金に加入しており、国民年金保険料の納付記録をみると、加入当初にはおおむね保険料を納付していたが、51 年 4 月以降の全期間は未納となっていることが確認できることから、申立人は、A株式会社入社当時には厚生年金保険への加入を希望せず、上記元事業主による社会保険の取扱い方針の変更を契機に、初めて厚生年金保険に加入したものと推認できる。

その上、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和22年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年4月9日から48年10月4日まで

② 昭和48年10月16日から52年5月1日まで

③ 昭和52年5月1日から60年2月21日まで

④ 昭和60年2月21日から同年8月2日まで

申立期間①について株式会社A、申立期間②についてB工株式会社 (現在は、C株式会社) D支店、申立期間③についてC株式会社E支社、 申立期間④について同社D支店の各事業所における標準報酬月額が、実 際の給与の額より低く届出されていると思うので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、株式会社Aは、「当時の資料が無く不明である。」と供述している。

また、F組合は、「申立人が、厚生年金保険被保険者資格を取得した 昭和 46 年4月9日の社会保険事務所(当時)へ提出した「健康保険厚生 年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書』」では、 申立人の標準報酬月額は、4万5,000円であることが確認できるのみで、 ほかに資料が無く不明である。」と供述し、取得時の標準報酬月額は、 オンライン記録と一致している。

さらに、株式会社Aの健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の記録は、オンライン記録と一致しており、申立人の申立期間①における標準報酬月額に訂正等不自然な痕跡は無く、ほかの同僚より著しく低額であるという記録は見当たらない上、申立人の前後に被保険者資格を取得した複数の同僚は、「標準報酬月額の記録に問題は無い。」と

供述していることから、事業主によって届出が行われた算定基礎資料に 基づき標準報酬月額が適法に決定されたものと認められる。

加えて、申立人が申立期間①にその主張する標準報酬月額に相当する 厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認でき る資料も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②及び③について、C株式会社は、「当時の資料が無く不明 である。」と供述している。

また、申立期間②のB工株式会社D支店及び申立期間③のC株式会社E支社における申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録はオンライン記録と一致しており、申立人の申立期間②及び③に係る標準報酬月額に訂正等不自然な痕跡は無く、ほかの同僚より著しく低額であるという記録は見当たらない上、申立人の前後に被保険者資格を取得した複数の同僚は、「標準報酬月額の記録に問題は無い。」と供述していることから、事業主によって届出が行われた算定基礎資料に基づき標準報酬月額が適法に決定されたものと認められる。

さらに、申立人が申立期間②及び③にその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる資料も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 申立期間④について、C株式会社は、「申立人が、厚生年金保険被保険者資格を取得した昭和 60 年 2 月 21 日の社会保険事務所へ提出した「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書 📵」では、申立人の標準報酬月額は、26 万円であることが確認できるのみで、ほかに資料が無く不明である。」と供述し、取得時の標準報酬月額は、オンライン記録と一致している。

また、C株式会社D支店における申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録はオンライン記録と一致しており、申立人の申立期間④に係る標準報酬月額に訂正等不自然な痕跡は無く、ほかの同僚より著しく低額であるという記録は見当たらない上、申立人の前後に被保険者資格を取得した複数の同僚は、「標準報酬月額の記録に問題は無い。」と供述していることから、事業主によって届出が行われた算定基礎資料に基づき標準報酬月額が適法に決定されたものと認められる。

さらに、申立人が申立期間④にその主張する標準報酬月額に相当する

厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる資料も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

4 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和8年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年4月から26年11月2日まで

昭和 23 年春、新制中学校を卒業し伯父の経営するA有限会社に住み込みで入社した。オンライン記録では、26 年 11 月 2 日に厚生年金保険被保険者資格を取得したことになっているが、当時のB業界は景気が良く、申立期間についても厚生年金保険に加入していたと思うので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、A有限会社に勤務し、厚生年金保険被保険者であったと主張している。

しかしながら、A有限会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社は、申立期間以後の昭和26年11月2日に厚生年金保険の適用事業所となった上、申立人を含む5人が資格を取得していることが確認でき、同日より前に資格を取得した者はいない。

また、A有限会社は、既に解散し、当時の代表者も他界していることから、申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の給与からの控除について確認ができない上、申立期間に在籍していた同僚は、「昭和 26 年 3 月に入社したが、厚生年金に加入する前に保険料を給与から控除された記憶は無く、厚生年金保険の加入時期は記録どおり同年 11 月からであると思う。」と供述している。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)では、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は、昭和26年11月2日と記載されていることが確認でき、オンライン記録と一致している。

加えて、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる資料や周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和42年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年7月1日から19年1月1日まで A株式会社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、 当時支給されていた給与よりも低く記録されている。平成17年8月、 同年11月、18年12月の給与明細書及び18年分の給与所得の源泉徴収 票を現在も所持している。年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA株式会社における標準報酬月額の記録は、平成15年7月の随時改定において17万円、16年9月の定時決定において18万円、17年7月の随時改定において20万円、18年9月の定時決定において19万円とされている。

一方、申立人は、申立期間は、当時支給されていた給与よりも低く標準報酬月額が記録されていると主張しており、申立人が記入した社会保険庁(当時)への回答文書においても「平成 17 年 8 月の月給は、約 26 万 6,000 円だった。」と回答している上、同月の給与明細書の支給欄の「仕事給」の項目には「26 万 6,840 円」と記載されている。

しかしながら、事業主から提出された申立期間の全期間に係る給与明細書(当該給与明細書は、申立人が提出した給与明細書と金額は一致する)では、当該全期間について、オンラインに記録されている標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、同社の給与明細書の支給欄では、仕事給、諸手当等の固定的賃金の合計額は、おおむね23万円から26万円ではあるものの、当該支給欄の

項目の一つである「概算払差額」では、ほぼ毎月控除が行われており(申立期間の「概算払差額」の控除額は、月平均おおむね8万3,000円)、定時決定及び随時改定に用いる報酬月額に相当する「給与支給額合計」欄は、当該「概算払差額」の控除等が行われた後の額が記載されている。

さらに、同社は「申立人は、私傷病で病院へ通うなどの理由で、欠勤等があった。欠勤又は遅刻早退による控除がある場合は翌月に支払う給与で精算しており「概算払差額」の欄に記載している。」旨を回答しており、申立人も「給与明細書に記載されている「概算払差額」の意味は分からないが、当時、病気や体調不良により欠勤等をしていた。」としている。

なお、平成 15 年3月と同年4月の給与明細書では固定的賃金の変動の確認ができないにもかかわらず、同年7月の標準報酬月額は随時改定により24万円から17万円に改定されていることについて、同社は「随時改定については、固定的賃金が変動するごとに届け出ておらず、固定的賃金の変動があった者については、毎年4月から6月までに支払われる給与支給額を基に随時改定を行っていた。申立人は、病気でフルタイムで働けなくなったことにより「時短勤務者」となり、随時改定の対象者となったため、同年4月から同年6月までに支払われた給与を基に随時改定を行った。」と回答しており、随時改定の時期については、変則的な取扱いをしていたと考えられるものの、前出のとおり、当該随時改定により改定された標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されている。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 26 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月ころから45年10月ころまで昭和43年4月ころから45年10月ころまでにかけて、A地にあったB有限会社(現在は、C有限会社)でDとして働いていた。社会保険事務所(当時)の記録では、厚生年金保険の被保険者期間としての記録が無いとの回答を受けたが、間違いなく勤めていたので厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、事業所の正式名称については不明としているが、所在地を憶えており、事業主の姓をEと記憶している上、姓は記憶していないが名前と具体的な職種及び出身地を記憶している同僚が存在するとの供述内容が、B有限会社の監査役の供述と一致していることから、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、同社はオンライン記録及び事業所名簿においても社会保険の適用事業所としての記録が無い上、既に廃業しており、事業主は死亡し、社会保険の関連資料も廃棄されているため、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

また、申立人は、同僚のうち二人を記憶しているが、氏名については曖昧であり、一人は、姓を特定できるものの、名前は曖昧であり、もう一人の名前しか記憶にない上記の同僚は、同社の監査役の供述から姓は特定できたものの、二人ともオンライン記録において特定することができず、照会することができない。

さらに、申立人は、申立期間において私傷病で病院に通院した際に、自 分名義の健康保険被保険者証を会社から支給されていなかったことを記憶 していると供述している。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年4月1日から34年5月1日まで

② 昭和35年1月から37年3月まで

申立期間①はA区にあったB株式会社に、申立期間②はC区にあった D製造の会社に勤務していたので、申立期間に厚生年金保険に加入して いたと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、B株式会社では、申立期間①当時の従業員の勤務実態及び厚生年金保険適用に関する資料は無いとしており、申立期間①当時の事業主も既に死亡している上、申立人は、同僚の名前に記憶が無く、照会した同僚からも申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の給与からの控除について供述が得られず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認ができなかった。

また、B株式会社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の申立期間①に、申立人の氏名は確認ができない。

さらに、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により 給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②について、申立人は、E町にあったD製造の会社に勤務していたが、会社名は覚えていないとしているところ、年金事務所では、 適用事業所名簿にDの名称が付く会社名は確認ができないとしており、 オンライン記録で確認できたDの名称が付く会社に申立事業所と考えら れる事業所も見当たらない上、F商工会議所G支部でも、当時の会員名簿は保存されてなく、現在の会員にもDの名称が付く会社名は無いとしている。

また、申立人は、同僚の氏名も覚えていないとしており、上記の状況 もあって、同僚に対する申立内容に関する照会もできなかった。

さらに、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給 与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料 を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: 昭和31年8月24日から41年4月21日まで昭和31年8月24日から約10年間働いたA株式会社(現在は、B株式会社。)に勤務していた期間が半分だけ解約されたことになっているが、そのようなことができるはずも無く、お金も受け取ってはいない。厚生年金保険の被保険者期間に認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金の支給を示す「脱」の押印がある上、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和41年6月8日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、申立人は、申立期間の半分だけ解約することができるわけがないと主張しているが、これは脱退手当金の支給済期間について、昭和36年4月1日以後は合算対象期間(年金の加入期間を計算する場合には合算されるが、年金額の計算の基礎とはされない期間。)とされるものの、同日前は合算対象期間とならないことを主張しているものであると認められるが、このことは、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情とは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を、事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和48年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年6月1日から15年8月26日まで

申立期間の標準報酬月額は15万円となっているが、株式会社Aから派遣されて株式会社Bで働いていた期間はずっと30万円くらいの報酬を受けていた。調査の上、当該期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった雇用保険被保険者離職証明書(事業主控)により、申立期間の一部(平成15年1月26日から同年8月26日まで)において、申立人に支払われた各月の賃金が、申立人が主張する30万円程度であったことは推認できる。

また、申立人と同じ派遣先において同様の勤務形態及び職種として働いていた同僚一人及び勤務先は違う同僚二人も、当該期間の標準報酬月額が15万円となっていることについて納得がいかない旨の供述をしている。

しかしながら、申立人は、給与明細書等保険料控除額について確認のできる関連資料は無いとしている上、派遣元である株式会社Aの元事業主は、申立期間当時の標準報酬月額に関する関連資料等は既に処分しているため、申立人の厚生年金保険料額については不明であると供述している。

さらに、申立人のオンライン記録(被保険者原票照会回答票)を確認 しても、さかのぼって標準報酬月額の訂正が行われた形跡は認められな い。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額

について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間についてその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和31年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間:昭和54年5月28日から同年10月31日まで私は、申立期間当時、A町にあった有限会社BというC作業を主とした会社に勤務していた。この会社は当時、新しく設立された会社で友人に誘われて入社したが、思っていたとおりの会社ではなかったので、現在も勤務しているD株式会社に転職した。有限会社Bには昭和53年3月21日から54年10月31日まで勤務していたにもかかわらず、社会保険庁(当時)の記録では、同年5月28日に資格を喪失したことになっており、それ以降の記録が欠落しており納得できない。

調査の上、申立期間に厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた有限会社Bに係る事業所別被保険者名簿及びオンライン記録において、申立人が厚生年金保険被保険者の資格を喪失した日は昭和54年5月28日であることが確認できる上、適用事業所名簿(索引簿)において、申立人が勤務していた有限会社Bが厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日は、申立人が資格を喪失した日と同日の54年5月28日であることが確認できる。

また、同被保険者名簿によれば、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった昭和54年5月28日に当時の代表取締役など申立人を含む4人全員が被保険者資格を喪失していることが確認できる。

さらに、当時の事業主の連絡先が不明で、照会した複数の同僚は申立期間以前に資格を喪失しており、これらの者からの申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除状況等が聴取できず、厚生年金保険料を控除され

ていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

加えて、雇用保険の加入記録では、申立人は、申立期間中の昭和 54 年 8月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなかったE株式会社で雇用保険の資格を取得し、同年10月20日に離職していることが確認できることから、少なくとも、当該期間において申立事業所に勤務していたとは認められない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和40年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: 昭和58年6月1日から63年6月1日まで 昭和58年6月1日にA有限会社に入社したが、厚生年金保険の資格 取得日が昭和63年6月1日となっている。申立期間について厚生年金 保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 58 年 6 月 1 日から A 有限会社に勤務していたとしているが、当時の事業主は既に死亡しており、また、現在の事業主は申立てに係る調査について、当時の資料が無く、不明と回答しているため、当時の勤務状況や厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

また、申立人の同僚一人は、従業員の中には厚生年金保険に加入していない者がおり、自身も入社当初は給料から厚生年金保険料が控除されておらず、事業主に申し立てて厚生年金保険に加入したと供述している上、ほかの同僚一人は、事業主の指示により入社してから最初の 26 か月間は国民年金に加入していたと供述しており、さらに他の同僚一人は、入社してから5か月は研修期間があり、その間は厚生年金保険料が控除されていなかったと供述している。

さらに、雇用保険の被保険者記録からは、申立人の申立期間における加入記録の確認ができなかった。

加えて、申立人は、申立期間について、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名: 男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和12年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: 昭和31年8月ころから32年8月1日まで 私は、母親のいとこがA株式会社の専務をしていた関係で、同人の紹介で同社に入社した。また、私の妹も高校卒業後、私より1年以上前に同社に入社していた。

申立期間の前に勤務していたB株式会社を退職後、A株式会社に入社 するまで1年も期間が空いていたはずは無いので、申立期間に同社で厚 生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立事業所の元代表者は「A株式会社は平成 17 年 2 月に解散しており、昭和 31 年当時の役員等関係者は全員死亡し、関係 資料はすべて破棄処分したため申立てに係る事実の確認ができない。」と 回答しており、また、申立人を申立事業所に紹介したとしている申立人の 母親のいとこは 57 年 2 月 * 日に死亡していることがオンライン記録から 確認できることから、申立内容の確認をすることができない。

また、申立人の妹も高校卒業後、A株式会社に申立人より1年以上前に入社したと申立人は供述しているが、妹の年齢から昭和31年8月時点では、妹は高校在学中であったと推測される上、妹の申立事業所における厚生年金保険の被保険者資格取得日は32年6月10日であることが、当該事業所に係る事業所別被保険者名簿から確認できるところ、妹は当該事業所へ高校卒業後、同年4月1日に入社したと回答しており、申立人の主張と整合性が取れない。

さらに、前述の事業所別被保険者名簿から、申立人は、昭和 32 年8月

1日に資格を取得していることが確認できるところ、33 年 10 月 1 日の標準報酬月額算定及び33 年 9 月 14 日の資格喪失処理は適正に行われ、訂正や不自然な処理は見られない上、同名簿で申立期間に申立人の氏名は確認ができない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和4年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年4月ころから同年8月15日まで昭和20年4月15日に戦災に遭い、当時勤務していた株式会社Aと父が勤務していたB株式会社が全焼してしまった。そのため、戦災に遭ったときに備えB株式会社がC市に工場を準備していたので、父と一緒にD地のB株式会社に勤務した。わずかな期間だが厚生年金保険に加入していたと思う。申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを

第3 委員会の判断の理由

認めてほしい。

申立人は、昭和20年4月ころから同年8月15日までB株式会社に勤務していたと主張しているが、同社は、22年8月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主の所在も確認ができないことから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人が一緒に働いたとする、E及びFの姉妹の所在が確認できないことから、申立人の主張を裏付ける供述を得ることができない。

さらに、E及びFの姉妹は、申立人同様、B株式会社の健康保険労働者 年金保険被保険者名簿に名前が無い。

加えて、健康保険労働者年金保険被保険者名簿から所在が確認できる複数の同僚に照会を行ったが、申立人のことを知る同僚がいないことから、申立人の勤務状況及び厚生年金保険料控除について供述を得ることができなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。